

経済法〔第2版〕

泉水文雄 = 土佐和生 = 宮井雅明 = 林 秀弥

2015年4月刊 / 438頁 / 本体2900円 + 税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

本書は平成22年に刊行された、『リーガルクエスト経済法』の第2版です。

平成25年に独占禁止法（独禁法）は、主として審判制度の廃止を内容とする改正がなされました。この審判制度については、独禁法に触れたことがない方でも、憲法の学習の際にいわゆる「論点」として、耳にしたことがあるかと思います。第2版ではこの改正について根本からわかりやすく解きほぐすとともに、新しい判例・審決例の位置づけが丁寧に説明されています。その緻密な筆致は必読です。これまで憲法等では聞いたことがあっても、きっと新しい世界が開けるはずです。独禁法を学んでいない方もぜひ本書を手にとってご覧ください。

なお本書のどこかに、著名な某海賊や某魔法使いが登場します。彼らとともに独禁法の世界のイメージを鮮やかに思い浮かべることができるでしょう。きっと胸をドッキンドッキンさせながら、独禁法を学習することができるはずです（本誌415号107頁参照）。（井植）

Point!



図や Column で具体的にイメージをもって学ぶことができます。

第3章 私的独占の禁止

図3-2 新規参入の阻止による排除

もっとも、考えてみれば、無料キャンペーン自体は様々な業種で行われ、通常は違法と考えられているし、単なる競争として行われることが多い。また、Y1が無料キャンペーンをしてもaやbは排除できないかもしれない。aやbもY1に対抗して値下げをするなどして、市場から出ていかないかもしれない。あるいは、aやbはいったん市場から退出したとしても、Y1が価格を引き上げようとするたびに再び参入してくるかもしれない。また、もしaやbを排除できたとしても、それはY1のほうがaやbよりも効率的で、コストが安いためにaやbより低い価格がつけられるだけかもしれない。そして、排除できなければ料金が安くなって顧客が得するだけのようにも見える。無料キャンペーンがどのような場合に不当な排除とされるのか、正常な競争なのかは区別が難しい。この点は、「排除」概念のところで見ることにする（第2章 図 ）。

(3) 支配型私的独占
次に「支配」型私的独占を考えてみよう。冷凍技術が発達しておらず、魚等の加工がよく売れた時代で、飲料缶が普及し始めた頃の事件である。東洋製罐事件（独占審決昭和47・9・18 審決集19巻87頁）では、食缶の製造分野において約56%を占め、支配下の本州製罐（e）、四国製罐（d）、北海製罐（e）、三國金瓶（f）を合わせた約74%を占める東洋製罐（Y）が、排除および支配により私的独占をした。支配による私的独占については、Yが、e、d、e、fの株式を所有し、またe、dに対して役員を派遣し、自己の意思に従って営業するよ

第1節 私的独占の規制の概観

図3-3 既存事業者の支配

う管理したり、eの販売地域を北海道に限定し、さらに飲料缶の製造を阻止したことが支配にあたることされた。この件では、Yとe、d、e、fとの間の競争が活発になることが期待されたのに、Yがe、d、eおよびfの株式を買増し、意思決定を支配（コントロール）できるようになり、実際に意思決定に介入し、その結果、たとえばeが北海道から本州に進出してYと競争をしたり、飲料缶の市場で競争することがなくなり、Yの市場支配力を形成し、または維持、強化したのである。これにより、缶詰の缶や飲料用の缶の価格が引き上げられるようになり、あるいはさらに技術開発競争が少なくなると考えられる。

この審決は、たとえば親会社が子会社に対して事業範囲や営業地域を指示し拘束することが支配に当たるとしたようにも見える。支配が行われても、後で見ると、それにより競争が実質的に制限されなければ私的独占には該当しないのではあるが、その点はさておき、この審決によれば、支配の要件は容易に充足されるかのように見える。しかし、本審決は、支配についてそのように広く解するのではなく、Yが子会社化すべく競争関係にあるe等の株式を取得していったこととそのプロセスで営業に拘束を加えたことが支配に当たるとしたと理解すべきだと考えられる。したがって、本審決は株式取得行為を支配とした例と解されよう。このような株式取得行為は企業結合規制でも規制される（10章）。